



# 週間情報



No.2814

発行日 平成28年4月5日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 事務局職員の人事異動

全国消防長会

平成28年4月期の本会事務局職員の人事異動について、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1 平成28年3月31日付異動

(1) 退職（1名）

針谷 浩三 （財務課課長補佐兼経理係長）

(2) 帰任（6名）

堀江 武良	東京消防庁へ	（組織担当課長）
立石 信行	神戸市消防局へ	（事業企画課長）
勝俣 裕介	横浜市消防局へ	（企画課調整担当係長）
栗須 俊光	大阪市消防局へ	（事業企画課警防防災担当係長）
小川 重治	さいたま市消防局へ	（事業企画課技術担当係長）
村松 貴久	京都市消防局へ	（事業管理課総務担当係長）

#### 2 平成28年4月1日付異動

(1) 係長任命（1名）

上田 邦子 財務課経理担当係長 （財務課経理係主任）

(2) 着任（6名）

吉田 堅一郎	事業企画課長	（神戸市消防局から）
増岡 紗梨	総務課渉外係長	（東京消防庁から）
松村 尚洋	企画課広報担当係長	（横浜市消防局から）
有賀 友幸	事業企画課警防防災担当係長	（大阪市消防局から）
矢代 六大	事業企画課技術担当係長	（さいたま市消防局から）
柴田 宗幸	事業管理課総務担当係長	（京都市消防局から）

(3) 局内異動（2名）

大倉 一晴	財務課課長補佐兼経理係長	（財務課課長補佐兼経理担当係長）
早稲本 将之	企画課調整担当係長	（企画課広報担当係長）

## ◆ 事務局職員の人事異動

一般財団法人全国消防協会

平成28年4月期の本会事務局職員の人事異動について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 平成28年3月31日付異動  
退職（1名）  
総務部財務課課長補佐兼経理係長 針谷 浩三
- 2 平成28年4月1日付異動  
係長任命（1名）  
総務部財務課経理担当係長 上田 邦子

## ◆ 消防現勢等調査及び消防装備等実態調査の実施

全国消防長会

標記について、「消防現勢等調査及び消防装備等実態調査の実施について（依頼）」（平成28年4月1日付全消発第2号。以下、「通知文」という。）により、平成28年の消防現勢等調査及び消防装備等実態調査を、下記のとおり実施しておりますので、ご協力をお願いします。

記

- 1 調査内容
  - (1) 消防現勢等調査
  - (2) 消防装備等実態調査
- 2 調査基準日  
平成28年4月1日
- 3 回報期間  
平成28年4月4日（月）から平成28年5月20日（金）まで
- 4 回報要領  
全国消防長会情報管理システムの「現勢・装備」メニューから「本年度データ入力」を選択し、通知文に沿って、入力を実施してください。  
入力画面下部にある「確定」ボタンをクリックすることで回報完了となります。
- 5 その他
  - (1) 入力要領については、通知文中別添1のとおりです。
  - (2) 昨年からの変更項目については、通知文中別添2のとおりです。
  - (3) 前3「回報期間」内に回報を完了することが困難である場合は、事前に下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。

【問い合わせ先】企画部企画課  
担 当：蜂谷、高木  
電 話：03-3234-1321  
FAX：03-3234-1847  
E-mail：[kikakocho@fcj.gr.jp](mailto:kikakocho@fcj.gr.jp)

## 消防本部の動き

### 行事

#### ◆ 大分ローカルヒーロー「パワーシティオーイタ」を一日消防局長に任命

##### 大分市消防局（大分）

大分市消防局では、平成28年3月1日（火）、春季火災予防運動行事の一環として、一日消防局長に大分のローカルヒーロー「パワーシティオーイタ」を迎え、幼年消防クラブ員約200名と一緒に市内の大規模商業施設で、火災予防の啓発活動を実施しました。

当日は、メインステージで一日消防局長の任命式、幼年消防クラブ員の代表による「ぼうかのちかい」を実施した後、一日消防局長が火災予防にちなんだアトラクションや防火紙芝居を行い、会場は大いに盛り上がり、クラブ員は楽しく火災予防を学ぶことができました。

最後に施設内でクラブ員と一緒に、市民に防火チラシを配布しながら「火の用心」を呼びかけ、市民に対し防火意識の高揚を図ることができました。



【任命式の様子】



【参加者の様子】

#### ◆ 有田川駅伝大会で火災予防啓発活動を実施

##### 有田川町消防本部（和歌山）

有田川町消防本部では、平成28年3月6日（日）、第11回有田川駅伝大会において、火災予防啓発活動を実施しました。

この駅伝大会は、有田川町の象徴である「有田川」に沿って旧3町を結ぶものであり、当消防本部では火災予防啓発活動の一環として、職員が「火災予防運動実施中」の赤いタスキをかけ参加しました。スタート地点や沿道の皆さんの温かい声援を受けることにより、全員がタスキをつなぐことができ、火災予防運動期間中の効果的な火災予防PRとなりました。



【駅伝大会の様子】

◆ 大規模災害を想定した非常招集訓練を実施

笠間市消防本部では、平成28年3月1日（火）、**笠間市消防本部（茨城）**、当市消防本部友部消防署において、非常招集訓練を実施しました。

今回の訓練は、大規模災害発生時には、交通インフラの麻痺が想定されることから、自家用自動車での参集が困難という条件で、招集メール一斉配信から非番職員が消防署へ参集するまでの時間を計測しました。

職員は、徒歩や自転車等の限られた交通手段で参集を実施しました。訓練終了後には改善点など多くの意見があり、大規模災害に対する危機管理意識の高揚が図られました。

訓練に参加した隊員は「東日本大震災から5年が経過しようとしている今、その経験を風化させてはいけない。」と、より一層表情を引き締めていました。



【招集メール一斉配信の様子】

◆ 道後温泉周辺地区で合同防災訓練を実施

松山市消防局東消防署では、春季全国火災予防運動中である平成28年3月1日（火）、道後温泉旅館街において、南海トラフを震源とする地震発生（震度6弱以上）を想定した合同防災訓練を実施しました。

道後温泉は、日本最古の歴史を誇る温泉として知られ、松山を代表する観光スポットとして年間100万人を超える観光客が訪れることから、大規模地震発生時には、防災関係機関の連携が必要になります。

これらのことから、地震発生時の初動対応について検証するため、今回、初めて道後温泉旅館協同組合が主催し、道後温泉本館及び周辺地域のホテル・旅館、商店街等の防災訓練（初期消火、負傷者救出、避難誘導、避難者確認など）にあわせ、地元自主防災会も参加し、負傷者搬送に車椅子や人力車を活用するなど臨機な避難を実施しました。その後、避難所では、AEDの取り扱い、応急担架作成、停電対応、起震車試乗体験など様々な訓練を実施しました。

今後も連携訓練を積み重ね、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする地震に備えたいと思います。

**松山市消防局（愛媛）**



【避難の様子】



【講評の様子】

## ◆ 解体前建物を活用した火災総合訓練を実施

都城市消防局では、春季火災予防運動期間にあわせ平成28年3月1日（火）から3日（木）まで、解体前の大規模病院施設を活用し、火災総合訓練を実施しました。

訓練は「病院内に多数の自力避難困難者あり」の想定のもと、時間制限型ブラインド方式で実施しました。「現場対応力の強化」、「情報収集・管理能力の強化」、「近隣消防機関への応援要請手順の確認」の3点を訓練の目的とし、隣接する鹿児島県大隅曾於地区消防組合消防本部も参加し、今後の現場活動に生かせる充実した訓練となりました。

### 都城市消防局（宮崎）



【訓練の様子】

## ◆ 坂越大橋開通に伴う関係機関との合同訓練を実施

赤穂市消防本部では、平成28年3月16日（水）、国道250号線に架橋された坂越大橋において、警察、基幹病院等と合同で救急救助訓練を実施しました。

今回の訓練は、3月27日開通の坂越大橋上で、逆走した乗用車とワゴン車が正面衝突して乗用車が河川敷に転落、さらにワゴン車が後続の乗用車に追突されるという車両3台が関係する事故を想定しました。それぞれの車内には数名の負傷者が閉じ込められ救護を待っており、消防救助隊と警察官、赤穂市民病院DMATの連携により要救助者を救出し、トリアージ、応急処置、搬送を実施しました。さらに、支援隊の訓練として救護所の設営と救急活動支援を展開しました。

今回の実践的な訓練により、関係機関との円滑な救急救助活動の必要性を再認識しました。

### 赤穂市消防本部（兵庫）



【訓練の様子】

## ◆ 救急救命技術錬成会を開催

丹波市消防本部では、平成28年3月16日（水）及び17日（木）、救急隊員による救命処置の更なる質の向上及び教育の一環として、「救急救命技術錬成会」と称したシミュレーション訓練を開催しました。

この錬成会では、8症例を想定し、8隊の救急隊が参加しました。想定は薬剤投与、気管挿管をふまえたCPA事案、交通外傷等に加え、2月に運用開始した処置拡大二行為事案「ブドウ糖投与」、「ショック時の輸液」を設定しました。

講師として管内の医師、看護師等の医療スタッフを招き、救急隊の技術に対し、評価やアドバイスをいただき、また意見交換をすることで有意義なものとなりました。

今後もこのような訓練を重ねることで医療スタッフとの連携、救急技術の更なる向上を図り、市民の安心、安全な暮らしに貢献するよう努めます。

### 丹波市消防本部（兵庫）



【錬成会の様子】

## 研 修 等

### ◆ 聴覚障がい者世帯に対する住宅防火講習会を実施

はくいぐんし  
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部（石川）

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部では、平成28年3月12日（土）、聴覚障がい者世帯を対象に、住宅防火講習会を実施しました。

この講習会は、住宅防火対策の向上と火災からの人命保護の強化につなげるため、市町健康福祉課及び羽咋郡市ろうあ協会と連携して行いました。

講習会では、今年2月1日から7日に実施した住宅防火診断とアンケート調査結果をもとに、消防からは日常生活における火災発生の注意点と聴覚障がい者向け住宅用火災警報器や補助警報装置について、行政からは助成制度について、それぞれ説明を行いました。特に、補助警報装置の設置は、警報を有効に知らせる重要なものであるため、実際にデモ機を活用し振動や光を体験してもらい、理解を深めていただきました。また、煙体験や消火器の取り扱い訓練、指令室見学もあわせて行いました。

講習を受けた方からは、「火災予防に対して理解が深まった。火の取り扱いに注意したり、住宅防火に心掛けたい。」という声や、「消防職員が挨拶や自己紹介などを手話で行ってくれて、コミュニケーションを取るようになってくれたことが嬉しかった。」という声も聞かれました。



【講習会の様子】

### ◆ 模擬裁判（消防職員の証人尋問）を実施

印西地区消防組合消防本部（千葉）

印西地区消防組合消防本部では、平成28年3月15日（火）、「ふれあいセンターいんば」において、一般社団法人リーガルパーク代表理事 今井 秀智氏を講師に招き、裁判所から火災原因調査に従事した消防職員に対し、証人呼出通知があった想定で、裁判に関する研修を実施しました。

この模擬裁判は、近年消防職員が裁判所に証人として出廷する事案が増加していることから、裁判はどのような流れで実施され、火災調査書がどのように活用されるかなどを実際の裁判さながらに行い、火災調査や火災調査書の重要性を認識しました。

多くの職員から「火災調査書の重要性を再認識した。」などの意見が寄せられ、とても有意義な研修会となりました。



【模擬裁判の様子】



【証人尋問の様子】

## ◆ 聞き手に伝わる「アナウンス研修」を実施

千葉市消防局（千葉）

千葉市消防局では、平成28年3月16日（水）及び17日（木）、市民に対して役立つ情報を解りやすく伝えることを目的として、将来を担う若手職員を対象にアナウンス研修を実施しました。

研修は、元NHKアナウンサーの相澤 静氏を講師に招き、話している姿を動画で撮影し、自分自身を客観的に見つめることから講義がスタートしました。

口の開き方や滑舌のトレーニング、わかりやすい文章の構成の仕方などを学び、アナウンスの実践とフィードバックを繰り返した後、最後にもう一度話している姿を動画で撮影し、映像を確認すると、1日の成果が一目瞭然であり充実した研修となりました。

終了後、参加した職員からは「この研修で学んだことを早速実践する。」といった強い意気込みが聞かれました。

今後は、この職員たちにフォローアップ研修「わかりやすく、伝わる・伝える消防広報の実践のために」を実施し、しっかり育成する予定です。



【研修の様子】

## ◆ 消防職員倫理研修会を実施

宝塚市消防本部（兵庫）

宝塚市消防本部では、平成28年3月11日（金）、株式会社タスクトレーニングから大西貴子氏を講師に招き、消防職員倫理研修会を実施しました。

研修会では、最近の懲戒事例やグループディスカッションを通して不祥事案の根底にどのような問題があるのか、またその解決方法や対策について考えました。活発に意見交換が行われ、職員のコンプライアンスに対する認識の共有、意識の向上を図ることができた有意義な研修となりました。

今回の研修を生かし、不祥事案の根絶に努めたいと思います。



【研修会の様子】

## その他

### ◆ 住宅用火災警報器設置促進の横断幕を作成

衣浦東部広域連合消防局（愛知）

衣浦東部広域連合消防局では、住宅用火災警報器の設置促進を図るため横断幕を作成し本部庁舎フェンスに掲出しました。

住宅用火災警報器の設置率は近年横ばい気味であり、更なる設置率の向上を訴えるため、横断幕を作成し掲出しました。デザインは全国消防イメージキャラクター「消太」を使用し、視覚に訴える色彩を選びました。横断幕のサイズは縦1m×横10mの特大サイズです。

国道に面する本部庁舎に掲出したことにより、通行者の目に付きやすく、広報効果は絶大です。



【横断幕設置の様子】

## ◆ 「機構おおさか」が放置ボンベ撲滅マスコットキャラクターを制作

大阪市消防局（大阪）

保安3法事務連携機構おおさか（略称：機構おおさか）（事務局：大阪市消防局）は、平成24年4月、大阪府から各市町村へ権限移譲された高圧ガス保安法などに係る事務を円滑かつ効率的に処理することを目的として、大阪府内の全消防本部により設立されました。

現在、「機構おおさか」では、安全・安心の確保のため、“放置ボンベ撲滅”を掲げ、管理を怠り放置すれば、腐食による破裂等の事故につながる恐れがある高圧ガスボンベの適正管理や所有者への早期返却などを訴える取り組みを行っています。

この度、より多くの方々にこの取り組みのを知っていただき、より一層の効果を高めることを目的として、取組PR用のマスコットキャラクター“りすボン”を制作しました。



【制作したマスコットキャラクター】

## ◆ 会員の退会

- 10505 帯広市消防本部（北海道 道東地区）
- 10508 池北三町行政事務組合消防本部（北海道 道東地区）
- 10511 西十勝消防組合消防本部（北海道 道東地区）
- 10513 南十勝消防事務組合消防本部（北海道 道東地区）
- 10515 北十勝消防事務組合消防本部（北海道 道東地区）
- 10516 東十勝消防事務組合消防本部（北海道 道東地区）
- 31616 草加市消防本部（埼玉）
- 31635 八潮市消防本部（埼玉）
- 32209 島田市消防本部（静岡）
- 32223 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部（静岡）
- 21121 牧之原市相良消防本部（静岡）
- 32204 沼津市消防本部（静岡）
- 32206 伊東市消防本部（静岡）
- 32227 田方消防本部（静岡）
- 32230 清水町消防本部（静岡）
- 32231 東伊豆町消防本部（静岡）
- 32207 三島市消防本部（静岡）
- 32220 裾野市消防本部（静岡）
- 32225 長泉町消防本部（静岡）

以上、消防広域化に伴い、平成28年3月31日付けで退会

- 63333 豊能町消防本部（大阪）  
箕面市消防本部に消防事務委託のため、平成28年3月31日付けで退会

## ◆ 会員の加入（広域化による再加入を含む）

- 10505 とかち広域消防局（北海道 道東地区）  
住所 〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3-1  
電話番号 0155-26-0119  
FAX番号 0155-26-9120  
メールアドレス [plan@fire-tokachi.hokkaido.jp](mailto:plan@fire-tokachi.hokkaido.jp)

※ 構成市町村：帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

- **31616 草加八潮消防局（埼玉）**  
住所 〒340-0012 草加市神明二丁目2番2号  
電話番号 048-924-0119  
FAX番号 048-928-8338  
メールアドレス [soukatsu@soka-yashio119.jp](mailto:soukatsu@soka-yashio119.jp)

※ 構成市：草加市、八潮市

- **32204 駿東伊豆消防本部（静岡）**  
住所 〒410-0053 沼津市寿町2番10号  
電話番号 055-920-0119  
FAX番号 055-923-9911  
メールアドレス [fd-somu@suntoizu119.jp](mailto:fd-somu@suntoizu119.jp)

※ 構成市町：沼津市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町、清水町

- **32207 富士山南東消防本部（静岡）**  
住所 〒411-0837 三島市南田町4-40  
電話番号 055-972-5801  
FAX番号 055-973-0125  
メールアドレス [soumu@fdfujisan-nantou.shizuoka.jp](mailto:soumu@fdfujisan-nantou.shizuoka.jp)

※ 構成市町：三島市、裾野市、長泉町

以上、平成28年4月1日から運用開始

#### ◆ 消防本部の組織変更について

- **32203 静岡市消防局（静岡）**  
電話番号 054-280-0132  
FAX番号 054-280-0138  
※ 構成市町：静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町（下線が変更）
- **53203 新宮市消防本部（和歌山）**  
※ 構成市町村：新宮市、北山村（非常備）（下線が変更）
- **63314 箕面市消防本部（大阪）**  
※ 構成市町：箕面市、豊能町（下線が変更）

以上、平成28年4月1日から運用開始

#### ◆ 消防本部の名称変更について

- **31402 宇都宮市消防局（栃木）**  
平成28年4月1日から運用開始

#### ◆ 消防本部の住所変更等について

- **10404 稚内地区消防事務組合消防本部（北海道 道北地区）**  
新メールアドレス [syo-soumuyobou@city.wakkanai.hokkaido.jp](mailto:syo-soumuyobou@city.wakkanai.hokkaido.jp)  
※ 理由 メールアドレス変更
- **42408 恵那市消防本部**  
新メールアドレス [syoubou@city.ena.lg.jp](mailto:syoubou@city.ena.lg.jp)  
※ 理由 メールアドレス変更
- **20611 鯉ヶ沢地区消防事務組合消防本部（青森）**  
新メールアドレス [ajisyokeiri@ae.auone-net.jp](mailto:ajisyokeiri@ae.auone-net.jp)  
※ 理由 メールアドレス変更

○ 53204 田辺市消防本部（和歌山）

新住所 〒646-0011 田辺市新庄町 46-119

※ 理由 庁舎移転のため

○ 63407 加古川市消防本部（兵庫）

新メールアドレス [soumu\\_shoubou@city.kakogawa.lg.jp](mailto:soumu_shoubou@city.kakogawa.lg.jp)

※ 理由 メールアドレス変更

以上、平成28年4月1日から運用開始

---

## 国等の動き

---

### 消防庁通知等

◆ 平成28年度違反是正推進に係る弁護士相談事業の実施について（通知）（3月28日、消防予第89号）

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防法令違反の是正については、各消防本部における取組を推進いただいているところですが、近年、雑居ビル等をはじめ建物の管理・所有形態が複雑になっていることや、行政措置に対する訴訟への対応等が生じてきていることなどを背景に消防法令に加えて幅広い高度な法律知識等が求められる事案が増加してきているところです。こうした状況を踏まえ、違反是正の具体的な案件に関し、法的な相談を行うことができるよう、平成25年度から、全国9箇所の弁護士と契約し、「違反是正推進に係る弁護士相談事業」を実施しています。

来年度においても「違反是正推進に係る弁護士相談事業」を下記（省略）のとおり実施することとしましたので、各消防機関における違反是正の推進にあたり積極的に御活用いただきますようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328\\_yo89.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328_yo89.pdf) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

予防課 企画調整・制度・防災管理係  
担当：桂川、中村

◆ 危険物等に係る事故防止対策の推進について（3月28日、消防危第45号）

危険物保安室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長より次のとおり通知されましたのでお知らせします。

危険物行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、危険物施設等における事故防止対策については、平成15年に「危険物等事故防止対策情報連絡会」（以下「連絡会」という。）で決定した「危険物事故防止に関する基本方針」に基づき、毎年度「危険物事故防止アクションプラン」を策定し、官民一体となった事故防止対策を推進してきたところです。

しかし、危険物施設の火災・流出事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後ほぼ横ばいの状況となっています。

そこで、より効果的な取組とするため、連絡会で検討を行い、別添1（省略）のとおり「危険物等に係る事故防止対策の推進について」をとりまとめ、平成28年度から実施することとしました。また、これに基づき、別添2（省略）のとおり、「平成28年度危険物等事故防止対策実施要領」（以下「実施要領」という。）を示し、連絡会関係者の個別の実施要領をとりまとめました。さらに、各地域での事故防止対策の重点化に資するよう、別添3（省略）のとおり、都道府県別

の危険物に係る事故の発生状況（平成22年～26年中）を作成しました。

当該実施要領は、官民一体となった事故防止対策を自主的、積極的に推進していくものであることから、貴職におかれましても、これを参考に適時適切な指導を行っていただくとともに、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえ、事故防止に係る取組を積極的に実施していただきますようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328\\_ki45.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328_ki45.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

危険物保安室 危険物指導調査係  
担当：鈴木、清水、水野

**◆ 準特定屋外タンク貯蔵所及び浮き屋根を有する屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合の徹底について（3月28日、消防危第52号）**

危険物保安室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所については、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）により、旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所については、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）により、平成29年3月31日までに耐震に係る新たな基準に適合することとされているところです。

今般、準特定屋外タンク貯蔵所及び浮き屋根を有する屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合の徹底に係る事項について、以下の通り取りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては下記事項（省略）に十分留意の上、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328\\_ki45.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280328_ki45.pdf)) に掲載されています。

**◆ 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの策定について（通知）（3月29日、消防広第69号）**

長官より、各都道府県知事、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）が策定されたことを踏まえ、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日消防震第9号）第4章4に基づき、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定しましたので、通知します。

貴職におかれましては、本アクションプランの内容をご理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280329\\_kou69.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280329_kou69.pdf)) に掲載されています。

◆ **緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について（通知）（3月30日、消防広第80号）**

長官より、各都道府県知事、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平成27年9月関東・東北豪雨における教訓や緊急消防援助隊合同訓練における課題等を踏まえ、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日消防広第74号）及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年3月26日消防震第19号）について、別添1、2（省略）のとおり改正しましたので、通知します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280330\\_kou80.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280330_kou80.pdf) に掲載されています。

◆ **「民泊サービス」を提供する場合の注意喚起リーフレットの送付について（通知）（3月30日、事務連絡）**

予防課より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」のあり方については、厚生労働省及び観光庁が開催する「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」において検討が行われているところです（別添1（省略）の中間整理参照）。

また、当該検討会での議論等を踏まえ、今般、旅館業法に基づく許可の取得促進を図るため、簡易宿所に係る客室の延床面積基準を緩和することを内容とする旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号）が4月1日から施行されます（別添2（省略）の厚生労働省生活衛生・食品安全部長通知参照）。

「民泊サービス」を提供する場合、建物や設備等に不案内な方の宿泊が想定されることに伴い、火災危険性に関する注意喚起を適切に実施することが重要となります。今般、消防庁において、当該注意喚起が円滑に行われるよう、そのポイントを整理したリーフレットを別紙（省略）のとおり作成しましたので、防火安全対策の推進に当たりご活用いただきますようお願いいたします。なお、リーフレットは、英語、中国語及び韓国語版を作成するとともに、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）において掲載することを予定しています。

また、今般の旅館業法施行令の一部改正により、消防法令の適用が変更されるものではありませんので、ご留意願います。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280330\\_jimurenaku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280330_jimurenaku.pdf) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

予防課 企画調整・制度・防災管理係  
担当：桂川、庄司

◆ **緊急消防援助隊に係る受援計画について（通知）（3月31日、消防広第77号）**

国民保護・防災部広域応援室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平成27年9月関東・東北豪雨における教訓や緊急消防援助隊合同訓練における課題等を踏まえ、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日消防広第74号）及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年3月26日消防震第19号）により各都道府県知事及び東京消防庁・指定都市消防長に対し通知したところです。

このたび、当該通知等の内容を踏まえ、「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画について」（平成24年12月26日付け消防広第221号）中の「緊急消防援助隊応援等実施計画及び受援

計画の見直しの際の留意事項」及び「緊急消防援助隊受援計画作成例」について、受援計画に係わる部分を別添1（省略）及び別添2（省略）のとおり見直しました。

貴職におかれましては、別添1（省略）及び別添2（省略）の内容にご留意の上、地域の実情に応じたより実践的な計画となるよう、現在、各都道府県で作成している「緊急消防援助隊受援計画」について確認を行い、見直しを行っていただきますようお願いいたします。

なお、平成24年12月26日付け消防広第221号「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画について」は、廃止いたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_kou77.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_kou77.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

広域応援室

担当： 塩谷・根本・高井・西尾

**◆ 自衛隊航空機等による消防車両の輸送時における留意事項について（3月31日、消防広第81号）**

広域応援室長より、各都道府県防災主管部長、東京消防庁・政令市消防長あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

今般、これまで緊急消防援助隊が出動した災害や平成27年度に実施した緊急消防援助隊全国合同訓練等における教訓を踏まえ、自衛隊が保有する航空機（C-130等）及び艦艇（輸送艦等）により消防車両を輸送する際の留意事項を下記（省略）のとおりとりまとめました。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_kou81.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_kou81.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

広域応援室

担当： 塩谷、根本、菅原

**◆ 避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（通知）（3月31日、消防予第99号）**

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防用設備等の点検及び報告については、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、今般、一般社団法人日本消防設備安全センターに設置された「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会」において調査、検討が行われ、避難器具（救助袋）に係る点検について特に留意が必要な事項が取りまとめられました。

つきましては、下記（省略）の事項を参考とし、より有効な点検及び報告の実施を推進していただきますようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_yo99.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_yo99.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

予防課設備係

担当： 近藤、千葉

◆ 「蓄電池設備技術基準検討部会報告書」の送付について（情報提供）（3月31日、事務連絡）

予防課より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

消防庁では、蓄電池設備に関する規制の合理化等について検討を行う「蓄電池設備技術基準検討部会」を開催し、今般、別添（省略）のとおり報告書が取りまとめられましたので、ご参考に情報提供いたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

（[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_jimurenaku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_jimurenaku.pdf)）に掲載されています。

【問い合わせ先】

予防課

担当：小富士、齋藤、岡

◆ 消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）（3月31日、消防予第100号）

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

標記の件について、別添（省略）のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

（[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_yo100.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_yo100.pdf)）に掲載されています。

【問い合わせ先】

予防課

担当：近藤、田中、西村

◆ 消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（通知）（3月31日、消防予第104号）

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成28年消防庁告示第12号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成28年消防庁告示第11号）の公布等に伴い、試験基準及び点検要領の一部を下記（省略）のとおり改正しましたので通知します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

（[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_yo104.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_yo104.pdf)）に掲載されています。

【問い合わせ先】

予防課設備係

担当：池町、近藤、久保田、吉田、西村

◆ **救急安心センター事業（#7119）の更なる取組の推進について（通知）（3月31日、消防救第32号）**

救急企画室長より、各都道府県消防防災主管部(局)長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平素より、救急行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増加が追いつかず、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。救急車の適正利用に向けた取組については、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会において議論が行われたところですが、この中の重要な論点として、救急安心センター事業（#7119）の全国への普及の促進についても検討がなされました。検討会においては、救急安心センター事業の普及促進について、救急車の適正利用の推進の観点及び緊急度判定体系の普及の観点から、極めて有効であると報告がなされています。

救急安心センター事業は、共通の短縮ダイヤル「#7119」を使用し、医師、看護師、相談員等が、すぐに救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診すべきか等の医療相談、受診可能な医療機関の案内等、判断に悩む住民（全年齢）からの相談に助言を行うものです。しかしながら、この共通の短縮ダイヤル「#7119」を使用した救急電話相談サービスは、平成28年3月31日現在、全国6地域にとどまっています。

消防庁では、救急安心センター事業を実施する際、共通の短縮ダイヤル「#7119」の使用について、通信事業者に対し、取りまとめて申請を行っておりますが、今般、救急安心センター事業の全国への普及を更に促進するため、別紙（省略）のとおり共通の短縮ダイヤル「#7119」の使用要件、地方公共団体への財政的支援、先進事例の施策効果をまとめました。

救急安心センター事業を実施していない都道府県消防防災主管部局においては、救急電話相談サービスの導入について、管内消防本部（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の意向を踏まえつつ、衛生主管部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、導入に向け積極的に取り組んでいただくようお願いします。併せて、当該合意形成における関係者間との調整には、一定の時間を要すると考えられるため、できる限り速やかに検討を開始するようお願いします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_kyu32.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_kyu32.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

救急企画室救急連携係  
担当：森川、勝森、足立

◆ **転院搬送における救急車の適正利用の推進について（3月31日、消防救第34号、医政発0331第48号）**

消防庁次長、厚生労働省医政局長より、各都道府県知事（消防防災主管部局、衛生主管部局扱い）あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増加が追いつかず、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。救急車の適正利用に向けた取組については、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会において議論が行われたところですが、この中の重要な論点の一つとして、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案（以下「転院搬送」という。）に係る救急車の適正利用の推進についても検討がなされました。

検討会においては、転院搬送について、救急医療提供体制の確保に必要なものもある一方で、

全救急出動件数の1割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正な利用が特に求められていること、また、転院搬送における救急車の適正利用の推進のためには、消防庁と厚生労働省とが連携して転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを作成し、各地域においては、当該ガイドラインを参考にしつつ、消防機関、医師会、医療機関等、関係者間で合意の上、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であることが報告されました。

つきましては、各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、下記（省略）に示す手順を参考に、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うようお願いいたします。併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、別紙ガイドライン（「救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて 合意形成を行う際の参照事項」）（省略）を参考にしつつ、地域の実情に応じ、ルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_kyu34.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_kyu34.pdf) に掲載されています。

#### ◆ 救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について（3月31日、消防救第38号）

救急企画室長より、各都道府県消防防災主管部（局）長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

救急救命士が実施することができる救急救命処置については、その質を確保し維持向上を図るため、「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」（平成20年12月26日付消防救262号消防庁救急企画室長通知。以下「通知」という。）により、救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の体制について示しているところです。

また、「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」（平成26年5月23日付消防救103号消防庁救急企画室長通知）の中で、救急業務に携わる職員の生涯教育に指導救命士を中心とした教育指導体制の構築を図るよう推進しています。

先般、「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」において、「救急救命士資格を有する救急隊員の再教育（2年間で128時間以上）のうち、病院実習（2年間で48時間程度）を除いた日常的な教育体制（2年間で80時間相当）は、医師による裏付けを確保したうえで、指導救命士が行うことができることを各地域メディカルコントロール協議会・消防本部において明確化するべきある。」また、「地域メディカルコントロール協議会と消防本部で協議し、指導救命士が実施する再教育の範囲を整理・明確化すべきである。」との提言がなされました。

これに伴い、通知の一部を改正したので、下記事項（省略）に留意の上、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_kyu38.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_kyu38.pdf) に掲載されています。

#### 【問い合わせ先】

救急企画室

担当：上條課長補佐、新田係長、濱砂事務官

#### ◆ 指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について（3月31日、消防救第39号）

救急企画室長より、各都道府県消防防災主管部（局）長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防庁では、救急現場において豊富な経験を積んだ救急救命士を中心とした教育体制の構築による救急業務全体の質の向上等を目的に、平成24年度から指導的立場の救急救命士に関する検討

を開始し、平成 25 年度に「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1」(以下「指針」という。)において、指導救命士について、その位置づけ、要件等とともに、各消防本部における指導救命士を中心とした教育体制の構築の必要性を示しました。

それを受け、消防庁は、「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」(平成 26 年 5 月 23 日付消防救第 103 号救急企画室長通知)を发出し、全国で指針に基づく指導救命士を中心とした教育体制が構築されるよう都道府県の取組を促し、平成 27 年 11 月には、指針で示された教育カリキュラムに沿った「指導救命士の養成に係るテキスト」(以下「テキスト」という。)を完成させ、各都道府県消防防災主管課を通じて全国の消防本部等に送付しました。

こうした中、「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」では、指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について提言されたところです。

つきましては、提言内容を踏まえ、各関係機関が取り組むべき方策について下記(省略)のとおりに取りまとめましたので、各関係機関においては下記(省略)を参考に地域の実情に応じた積極的な取組をお願いします。(以下省略)

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331\\_kyu39.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/280331_kyu39.pdf))に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

救急企画室

担当：上條課長補佐、新田係長、濱砂事務官

**◆ 災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について(4月1日、消防情第96号)**

国民保護・防災部防災情報室長より、各都道府県消防防災主管部長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

昨今の水害や土砂災害においては、避難勧告等や防災気象情報が、住民に対し十分に伝達できていない、大雨の際には屋外からの音声が聞こえにくいなどの課題が挙げられており、迅速かつ確実な情報伝達のための取組が一層求められています。

市町村防災行政無線(同報系)については、緊急時において住民に情報伝達できる重要な設備ではありますが、財政的理由等により、市町村防災行政無線(同報系)を早期に整備することが困難な場合には、MCA陸上移動通信システム又は市町村デジタル移動通信システム(以下「MCA陸上移動通信システム等」という。)に屋外拡声機能を設けることにより市町村防災行政無線(同報系)の代替として利用することも可能となっています。

今般、新たな情報伝達手段の開発等に伴い、280MHz帯電気通信業務用ページャー、FM放送又はV-Lowマルチメディア放送(以下「280MHz帯電気通信業務用ページャー等」という。)を活用した情報伝達手段についても、市町村防災行政無線(同報系)を早期に整備することが困難な場合には、一定の要件を満たし、市町村防災行政無線(同報系)と同等の機能を有するときは、MCA陸上移動通信システム等と同様に、市町村防災行政無線(同報系)を代替するものとして利用することも可能となることから、下記(省略)の事項に留意するとともに、地域の実情に応じ、これらの手段も活用して災害時の情報伝達体制の更なる強化を図っていただきますようお願いいたします。(以下省略)

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2804/pdf/280401\\_jou96.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2804/pdf/280401_jou96.pdf))に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

国民保護・防災部 防災課防災情報室

担当：明田、塚狭、三浦

**◆ イベント民泊における防火安全対策の推進について(4月1日、消防予第106号)**

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

年1回のイベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供する行為（以下「イベント民泊」という。）について、今般、観光庁観光産業課及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課において「イベント民泊ガイドライン」がとりまとめられ、別添（省略）のとおり各都道府県の観光担当部局及び各都道府県・政令市・特別区の生活衛生担当課あて通知されましたので、お知らせします。

つきましては、同ガイドラインに基づき観光部署及び旅館業法担当部署からの相談等があった場合には、適切に対応いただくとともに、下記（省略）に留意の上、イベント民泊における防火安全対策を推進いただきますようお願いいたします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2804/pdf/280401\\_yo106.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2804/pdf/280401_yo106.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

予防課

担当：五月女、境、田中

**報道発表**

◆ 「平成27年の救急出動件数等（速報）」の公表（3月29日、消防庁）

平成27年中の救急出動件数等の速報を取りまとめましたので公表します。

救急出動件数、搬送人員とも過去最多を記録

平成27年中の救急自動車による救急出動件数は605万1,168件（対前年比6万6,247件増、1.1%増）、搬送人員は546万5,879人（対前年比5万9,962人増、1.1%増）で救急出動件数、搬送人員ともに過去最多を記録しました。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329_houdou_1.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

救急企画室

担当：上條、勝森、高川

◆ 「平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表（3月29日、消防庁）

救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化の進展等を背景に救急需要の増大が予想される中、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくための方策を検討することを目的に、消防庁では昨年度に引き続き「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。

この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329\\_houdou\\_2.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329_houdou_2.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

救急企画室

担当：田中補佐・上條補佐・森川専門官

◆ 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書」の公表（3月29日、消防庁）

消防庁では今年度、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や、消防活動阻害性を有するおそれのある物質について調査検討を行ってきました。このたび、調査検討の結果がまとまりましたので、報告書を公表します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329\\_houdou\\_3.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329_houdou_3.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

危険物保安室

担当：鈴木補佐、清水係長、神山事務官

◆ 「119番通報の多様化に関する検討会中間報告」の公表（3月29日、消防庁）

「119番通報の多様化に関する検討会」（座長 加納貞彦早稲田大学名誉教授）は、音声によらない119番通報技術の検討を行い、中間報告を取りまとめましたので公表します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329\\_houdou\\_4.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329_houdou_4.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

国民保護・防災部防災課 防災情報室

担当：江原補佐、塚狹係長

◆ 「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の策定（3月29日、消防庁）

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されました。

今般、広範囲に著しい被害の発生が想定されている南海トラフ地震の発生時においても、全国規模の緊急消防援助隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定しましたので、公表します。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329\\_houdou\\_5.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/03/280329_houdou_5.pdf)) に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

広域応援室

担当：塩谷、根本、高井、西尾

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : [weekly@fcaj.gr.jp](mailto:weekly@fcaj.gr.jp)